

議第一号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和七年六月三十日

提出者 全議員

徳島県議会議長 須見 一 仁 殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県
条例第四号）の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。
別表第一車賃の項を次のように改める。

その他の交通費	知事が職員の旅費に関する条例の規定に基づいて受けるその他の 交通費に係る旅費の額に相当する額
---------	---

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条第三項及び別表第一の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅
行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

職員の旅費に関する条例の一部が改正されることに伴い、議長、副議長及び議員に対し
費用弁償として支給する旅費について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案
を提出する理由である。

議第 2 号

災害時の確実な情報伝達体制の強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 須 見 一 仁 殿

災害時の確実な情報伝達体制の強化を求める意見書

切迫する南海トラフ巨大地震や激甚化・頻発化する豪雨災害を迎え撃ち、住民の生命・財産を守るためには、より一層の災害対応力の強化が重要である。

とりわけ、的確な避難行動に繋がる防災・気象情報の確実な伝達が不可欠であり、全ての地域における情報源の確保や、デジタル機器の使用に不慣れな高齢者をはじめ、要配慮者にも伝わる多重的な情報伝達手段の整備が求められている。

特にラジオは、停電や通信障害が発生した場合であっても有効な情報源であるが、県内には未だにラジオの難聴地域が存在している。国においては、事業者を対象としたラジオ中継局の整備に対する補助制度を設けているが、負担が大きい等の理由から進んでいないのが現状である。

また、令和6年能登半島地震では、誤った情報や不確かな情報が流布され、迅速な救命・救助活動や円滑な復旧・復興に支障をきたしたところである。

よって、国においては、災害時に迅速かつ正確な情報を全ての住民に届けられるよう、次の事項の実現を強く要請する。

- 1 災害発生時の有効な情報源となるラジオの難聴地域を解消すること。
- 2 真偽不確かな情報の拡散防止に向けた対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

国 土 交 通 大 臣

内 閣 官 房 長 官

デ ジ タ ル 大 臣

内閣府特命担当大臣（防災）

協力要望先

県選出国會議員